（旧）「だんらん」跡活用事業提案募集要項

泉佐野市

目　　次

[１　施設の概要等 １](#_Toc321213628)

[２　応募者に関する条件 １](#_Toc321213629)

[３　活用事業に関する条件 ２](#_Toc321213630)

[４　募集要項等の配付 ３](#_Toc321213631)

[５　応募書類の受付 ３](#_Toc321213632)

[６　募集要項等の説明会 ４](#_Toc321213633)

[７　選定の方法 ５](#_Toc321213634)

[８　選定の基準 ５](#_Toc321213635)

[９　選定結果の通知 ５](#_Toc321213636)

[10　その他の留意事項 ５](#_Toc321213637)

**（旧）「だんらん」跡活用事業提案募集要項**

　第三中学校区にある（旧）「だんらん」は、本市が国から社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助金（介護保険関連サービス基盤設備事業費補助金）の交付を受け、平成１２年に新設したもので、以降、平成２３年度まで、街かどデイハウス事業の用に供してきましたが、平成２４年度からの第３中学校区の街かどデイハウス事業については、北部市民交流センターの福祉分館で実施することとしました。

　このため、空き施設となった（旧）「だんらん」（以下「本施設」という。）について、有効活用事業の事業者の募集を行い、事業者を選定しましたが、令和５年３月３１日をもって使用期間満了なるため、今回新たに事業者を選定するものです。

# １　施設の概要等

（１）土地

①所在 泉佐野市鶴原１６１１番３

②地目 宅地

③地積 １９５．０４㎡

④都市計画用途地域 工業地域

⑤接続道路 北西側　府道　南東側　市道

（２）建物

①構造 木造

②階数 １階（平屋建）

③床面積 １３２．００㎡

④建築年月日 平成１２年１月２５日建築

# ２　応募者に関する条件

（１）応募者は、関係法令等に従い、事業遂行出来る十分な資力・信用・技術的能力等を有する、社会福祉法に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（ただし、特定非営利活動促進法第２条別表の１号保健、医療又は福祉の増進を図る活動を目的とする法人に限る。）に限ります。また、次に該当する者は、応募者になることができません。

①地方自治法施行令第１６７条の４の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。

②泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止中の者。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。

④国税及び地方税を滞納している者。

（２）複数の法人等による応募

複数の法人等が共同して応募することもできるものとします。この場合、次に掲げる事項に留意して下さい。

①グループの構成法人を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる団体等を定めること。

②単独で応募した法人は、グループの構成員として応募することができません。

③複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。

# ３　活用事業に関する条件

（１）活用事業に関する条件

提案される活用事業については、応募者が実施する事業で、以下の事業に限るものとします。また、住宅、共同住宅、老人ホームその他居住の用に供する用途として利用することはできません。

①本施設は厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得した財産であるため、提案される事業等について厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の承認が必要であり、承認基準に定められた事業に限ります。（別紙資料１参照）

②活用事業については、本市の福祉関係施策に関する以下の計画のすべてと整合する事業に限ります。

ア　第５次総合計画

イ　第３次地域福祉計画

ウ　第８期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画

エ　第４次障害者計画

オ　第６期障害福祉計画

カ　第２次健康増進計画・食育推進計画

キ　第２期子ども未来総合計画

（２）事業に要する経費

事業実施にあたって必要となる経費及び光熱水費を含む施設の維持管理経費等、すべての費用は事業者の負担とします。

# ４　募集要項等の配付

（１）配付場所

泉佐野市　健康福祉部　地域共生推進課（泉佐野市役所１階７番窓口）で配付

　〒598-8550　泉佐野市市場東一丁目１番１号

　　　　　　　℡　０７２－４６３－１２１２（内線２１８１）

※泉佐野市のホームページからダウンロードすることもできます。

　　ホームページアドレス

[https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/kourei\_fukushi/](http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/kourei_fukushi/10473)

[10473](http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/kourei_fukushi/10473).html

ホームページへの掲載は諸事情により遅れる場合がありますのでご了承ください。

（２）配付期間

令和５年２月８日（水）～２月１４日（火）の午前９時から午後５時まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

# ５　応募書類の受付

（１）提出方法

提出期間内に、応募書類を直接窓口に持参してください。

（２）提出期間

令和５年２月２４日（金）～３月２日（木）の午前９時から午後５時まで

（ただし、土曜日・日曜日は除く。）

（３）提出場所

泉佐野市　健康福祉部　地域共生推進課（泉佐野市役所１階７番窓口）へ提出

　〒598-8550　泉佐野市市場東一丁目１番１号

（４）提出書類（日本語表記に限ります。）

①事業提案申込書 （別紙様式１）

②事業計画提案書 （別紙様式２）

③提案趣意書 （別紙様式３）

本要項の趣旨を踏まえ、事業計画の基本コンセプト及び提案のポイントを簡潔に記載してください。

④事業計画書 （別紙様式４）

全体計画の概要（事業の内容、事業スケジュール、事業の特徴、事業体制計画、業務全体の責任者、波及効果等）

事業収支計画

⑤添付書類

ア　定款の写し

イ　登記事項証明書

ウ　貸借対照表、収支決算書その他の経営状況を証明する書類

エ　納税証明書

ａ「法人税」及び「消費税及び地方消費税」　※税務署発行の「様式その３の３」

ｂ「法人都道府県民税」の直近２年間分

ｃ「法人市町村民税」の直近２年間分

オ　印鑑証明書

カ　その他市長が特に必要と認める書類

（５）提出部数　正本１部及び副本（複写）７部

（６）応募にあたっての留意事項

①複数の提出の禁止

同一の団体等が複数の申請をした場合は、失格とします。

②応募内容の変更の禁止

応募受付期間の終了後における応募（提出）書類の変更は、いかなる場合もできません。

③虚偽の記載に対する取り扱い

応募（提出）書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④応募（提出）の取り扱い

応募（提出）書類はいかなる理由にかかわらず、返却しません。

⑤応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

⑥情報の公開

ア　提案書等の著作権は、応募者に帰属するものとします。ただし、市は事業者の選定結果の公表等で必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ　応募者名および選定結果は、情報公開の対象となります。

⑦応募（提出）書類の他に、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。

⑧選定結果についての疑義は一切認めません。

⑨応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

# ６　募集要項等の説明会

（１）募集要項に関する現地説明会

募集要項に関する現地説明会を次のとおり開催します。なお、参加人数は、原則として１法人２名までとします。参加者は法人の名称、参加者氏名をあらかじめ報告してください。

1. 開催日時　　令和５年２月１６日（木）午後２時～　　　※時間厳守

② 集合場所　　（旧）「だんらん」（１ページに所在地記載、専用駐車場は使用できません。）

※応募する場合は必ず現地説明会に参加してください。現地説明会に参加されない場合は応募できません。

（２）質問事項の受付及び回答

① 質問は、令和５年２月２０日（月）午後５時までに、書類提出先まで文書で提出（ＦＡＸ又は電子メールにて）してください。　※口頭、電話での質問は受け付けません。

ＦＡＸ　　０７２－４６３－８６００

電子メールアドレス　　kyousei@city.izumisano.lg.jp

1. 回答は、令和５年２月２２日（水）までにＦＡＸ又は電子メールにより、現地説明会参加者全員に行います。

# ７　選定の方法

選定については、応募者から提出された提案書等をもとに、本市が設置する「（旧）「だんらん」跡活用事業提案募集審査委員会」において総合的に判断して行います。ただし、必要に応じて、面接等により応募（提出）書類の内容について聞き取りを行う場合があります。

# ８　選定の基準

選定については、以下の基準にもとづき判断します。

1. 本募集要項「３　活用事業に関する条件」、その他、本募集要項の条件を満たしていること。
2. 本市において既に充足していると思われる事業と同種でないこと。
3. 本施設の維持管理が適切に行われるとともに、提案された事業を確実に実施できる物的・人的能力及び経済的基礎を有するか、又は確保できる見込みがあること。

# ９　選定結果の通知

事業者が決定したときは、その結果を応募された団体等のすべてに文書で通知します。

令和５年３月下旬の予定です。

# 10　その他の留意事項

（１）使用開始時期

令和５年４月１日以降（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第２２条の規定に基づく財産処分の承認後）

（２）使用期間

令和５年度については令和６年３月３１日までとします。なお、令和６年度以降について、継続して使用を希望する場合は、３ヶ月前までにその旨の申し出を行うものとし、本市が支障ないと認めるときは、年度毎の更新で、最長５年度まで更新できるものとします。

（３）施設使用料

無償

（４）その他

本施設にあらかじめ備え付けられた備品（市が所有する備品に限る。）を事業者に無償で使用させるものとします。事業者は、その所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、本市にその旨を届け出なければなりません。